

あなたの家には住宅用火災警報器は設置されていますか？

消防法及び仁淀消防組合火災予防条例の一部が改正され、すべての一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられました。

○新築住宅…平成18年6月1日から設置が義務付けられました。

○既存住宅…5月31日までに設置が必要です。

設置場所

1. 寝室 ※寝室の数に応じて設置が必要

就寝に使用する部屋に設置します。(普段就寝している部屋のこと、来客が就寝するような部屋は除きます。)

2. 階段 ※階段に必要な場合

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井、又は壁面に設置します。(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)は除きます。)

3. キッチン ※自主的に設置する場合

仁淀消防組合火災予防条例には火気使用場所等への設置義務はありませんが、熱式の機器を設置しておくことより安心です。

種類

住宅用火災警報器等には大きく分けて天井に取り付けるものと壁に取り付けるものの2種類があります。さらに、どちらも家庭用電源(100V)式と乾電池式の2つの方式があります。

設置上の注意点

■天井の場合

通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

■壁面の場合

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

※購入するときは、日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」のあるものが安心です。



注意事項

- 電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に交換する必要があります。
- 住宅用火災警報器の交換期限がきたら交換してください。(自動試験機能が付加されている機器を除きます。)
- 自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置は必要ありません。

問い合わせ 仁淀消防署 ☎ 893-3221



婚活サポーターを紹介します！

婚活サポーターとは県が主催する養成講座を受講した方々で、結婚を望む独身者をボランティアで応援するお世話焼きさんです。この制度の詳しい内容や婚活サポーターへの相談方法については、役場の窓口等に置いてありますパンフレット、又は県庁ホームページ内にある「こうち出会いのきっかけ応援サイト」をご覧ください。「こうち出会いのきっかけ応援サイト」には、県内の婚活サポーター全員が紹介されています。

▶ URL

<http://www.pref.kochi.lg.jp/~deaouen/supporter/index.html>
4月1日現在の町内在住のサポーターの方をご紹介します。

中村 次男 (男性)

☎ 850-1011

(連絡可能時間帯 9:00~21:00)

tsunchi@kcb-net.ne.jp

▶ 問い合わせ

高知県地域福祉部少子対策課

☎ 823-9717



ごみのポイ捨て禁止 マナーを守って！

道路脇や水路、堤防、公園などに、たばこの吸い殻や空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てが後を絶ちません。

中にはテレビなどの大きな物も捨てられています。

たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て行為は、町の条例により禁止されており、違反していると認

められる場合は、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

住みよい地域の環境を守るため、一人ひとりがマナーとルールを守りましょう。

▶ 問い合わせ 環境課

☎ 893-1160